

平成30年第1回葛城市議会臨時会会議録

1. 開会及び閉会 平成30年2月19日 午前10時00分 開会
午前11時52分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	杉本訓規	2番	梨本洪瑠
3番	吉村始	4番	奥本佳史
5番	松林謙司	6番	谷原一安
7番	内野悦子	8番	川村優子
9番	増田順弘	10番	岡本吉司
11番	西井覚	12番	藤井本浩
13番	吉村優子	14番	下村正樹
15番	西川弥三郎		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	松山善之
教育長	杉澤茂二	企画部長	飯島要介
企画部理事	岸本俊博	総務部長	安川誠
市民生活部長	松村昇道	市民生活部理事	木村喜哉
都市整備部長	増井良之	産業観光部長	池原博文
保健福祉部長	巽重人	教育部長	和田正彦
上下水道部長	西口昌治	会計管理者	下村喜代博

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中井孝明	書記	吉田賢二
書記	高松和弘	書記	山岡晋

6. 会議録署名議員 7番 内野悦子 9番 増田順弘

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 発議第1号 旧町時代における未処理金に関して地方自治法第100条に基づく

調査特別委員会を設置する決議について

日程第4 発議第2号 旧新庄町時代から引き継がれている不透明な未処理金に関する調査
特別委員会を設置する決議について

開 会 午前10時00分

吉村議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、平成30年第1回葛城市議会臨時会を開会いたします。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

なお、報道関係者から写真及び映像撮影の申し出が出ております。

お諮りいたします。

これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、議場内の撮影を許可することに決定いたします。

本日は、平成30年第1回臨時会が招集されましたところ、議員各位におかれましては何かとご多用の中、ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。本臨時会も議員各位の格段のご協力によりまして、議会運営が円滑に進行できますよう、よろしく願いいたします。

ここで、報告事項を申し上げます。

本臨時会に提出された議案は、議事日程記載の日程第3、発議第1号及び日程第4、発議第2号の2議案であります。なお、議事の進行上、議案の朗読は省略いたします。

報告事項は以上でございます。

ここで、阿古市長から招集者としてのご挨拶を願うことにいたします。

阿古市長。

阿古市長 皆様、おはようございます。

本日、平成30年第1回葛城市議会臨時会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。本臨時会の招集につきましては、地方自治法第101条第2項の規定に基づき招集をさせていただいたところでございます。議員発議による議案についてご審議をいただくわけでございますが、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

吉村議長 これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、7番、内野悦子君、9番、増田順弘君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期、議事日程、審議方法について、議会運営委員会で協議願っておりますので、運営委員長から報告願います。

10番、岡本吉司君。

岡本議会運営委員長 皆さん、おはようございます。平成30年第1回葛城市議会臨時会の開催に当たりまして、去る2月13日、議会運営委員会を開催し、諸事項につき慎重に協議いたしておりますので、その結果についてご報告いたします。

最初に、臨時会の議事日程及び審議方法についてでございます。

日程第3、発議第1号及び日程第4、発議第2号の2議案につきましては、一括上程し、それぞれ提案者よりその内容説明を受けた後、一括質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。なお、討論につきましては、まず発議第1号の討論を行った後、続いて発議第2号の討論を行います。そして、それぞれの討論が終わりましたら、発議第1号の採決を行い、最後に発議第2号の採決を行います。

なお、会期につきましては、本日2月19日の1日間といたします。また、1月23日と2月1日に開催いたしました議会運営委員会では、旧町時代の未処理金に関して、議会としての今後の調査方法などについて協議を行った結果、地方自治法第101条第2項の規定により、臨時会の招集請求を行うことを議決したところでございます。

以上、報告といたします。皆さんのご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

吉村議長 ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり、本臨時会の会期は本日2月19日の1日とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日2月19日の1日と決定いたしました。重ねてお諮りいたします。

議案審議につきましても、ただいまの運営委員長からの報告のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、運営委員長からの報告のとおり議案審議を行うことにいたします。

(岡本議員退席)

吉村議長 本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

これより議案審議に移ります。

日程第3、発議第1号、旧町時代における未処理金に関して地方自治法第100条に基づく調査特別委員会を設置する決議について及び日程第4、発議第2号、旧新庄町時代から引き継がれている不透明な未処理金に関する調査特別委員会を設置する決議についての2議案を一括議題といたします。なお、本2議案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

まず、発議第1号議案につき、提案理由の説明を求めます。

14番、下村正樹君。

下村議員 ただいま議題となりました発議第1号議案について、議案の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

発議第1号、旧町時代における未処理金に関して地方自治法第100条に基づく調査特別委員会を設置する決議について。

1、調査事項。

本議会は、地方自治法第100条第1項の規定により、次の事項について調査するものとする。

(1) 旧町時代における未処理金の発生経緯に関する事項。

(2) 旧町時代における未処理金の現在までの管理実態に関する事項。

(3) 旧町時代における未処理金の今後の適正な処理に関する事項。

2、特別委員会の設置。

本調査は、地方自治法第109条及び委員会条例第5条の規定により、委員8人で構成する旧町時代における未処理金調査特別委員会を設置し、これに付託して行う。

3、調査権限。

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限を、旧町時代における未処理金調査特別委員会に委任する。

4、調査期限。

議会が必要と認められる期間とし、議会の議決により付託された特定の事件については、閉会中もなおこれを審査することができる。

5、調査経費。

本調査に要する経費は100万円以内とする。

設置理由。

旧町時代における未処理金について調査、解明するため。

この未処理金については、旧新庄町時代に役所内で何らかの方法によって積み上げられた非公式に存在するお金があり、それが処理されずに現在も金融機関に預けられたままとなっていることがわかっております。また、そのお金については、一部の職員の中で引き継がれ、現在においては、新庄町（葛城市）の元職員であった者が通帳を保管しているということでございます。議会といたしましては、この未処理金を今後葛城市が適正に処理するため、またこのようなことが再び起こらないよう、未処理金の発生経緯や現在までの管理実態など、必要な事項を検証し、真相を明らかにする責務があると考えておりますので、地方自治法第100条に規定する調査権を付与した特別委員会を設置することを求めます。議員皆様方の賛同を賜りたく、お願い申し上げます。

以上でございます。

吉村議長 続いて、発議第2号議案につき、提案理由の説明を求めます。

6番、谷原一安君。

谷原議員 皆さん、おはようございます。ただいま議長の許可を得ましたので、第2号議案の提案について、理由を説明していきます。

議案の内容は、旧新庄町時代から引き継がれている未処理金について、その発生、管理、そして処理に関して、委員定数8名の地方自治法第98条第1項の権限を委任された調査特別委員会を、地方自治法第109条及び葛城市議会委員会条例第5条の規定により設置するというものでございます。

さて、議会には2つの使命があると伺っております。1つは地方自治体の具体的政策を最終的に議決するということ、もう一つが行政の監視であります。執行機関の行財政運営が全て適法、適正に行われているということを住民の立場に立って批判し、監視するという使命であります。今回、旧新庄町時代から引き継がれている未処理金の存在を、全員協議会の場

ではありましたが、議員全員で確認いたしました。この未処理金について、その発生、管理、処理あるいは再発防止について調査し、嫌疑するというをしなければならぬということは、行政の監視という議会の使命に照らして、当然のことです。特別委員会を立ち上げて調査する。この点におきましては、この議場におられる議員全てが合意をしております。しかしながら、この調査特別委員会の権限や、あるいは調査の進め方について、議員の間で意見が分かれたのであります。

提案の1つは、先ほど下村議員が提案なさいましたけれども、地方自治法第100条の権限を委任された調査特別委員会を設置する案。もう一つの提案が、私が提案しております地方自治法第98条の権限を委任された調査特別委員会を設置する案であります。わかりやすく申し上げますと、初めから百条委員会を立ち上げるのか、それとも第98条に基づく調査委員会を立ち上げて調査を進めた上で、問題点をよく絞って、必要に応じて適時適切に百条委員会を立ち上げるのかといった違いであります。

さて、今すぐ100条調査権を持つ特別委員会を立ち上げるのではなく、まず98条調査権に基づいて特別委員会で事実関係などを調査した上で、必要に応じて100条調査権を持つ委員会を立ち上げるという2つのステップを持つ、そうした調査方法を提案している次第であります。その理由でございますけれども、1つ目の理由は、議員必携というところに書いてある指摘によっております。この議員必携は、私たち新人議員全員に研修図書として議会事務局で配付されたものであります。これに基づいて私たちは勉強し、公正な、そして民主的な議会運営をやっつけようということで学んでいるテキストでありますけれども、この中に100条調査権について、次のように書かれております。

この調査権は、強制力を伴う強力な権限であるから、その発動に当たっては、政争の具に供したり、個人的秘密に及んだり、個人攻撃の手段に利用されたりすることのないように慎重を期すべきであるとあり、留意すべきこととして、次のように述べております。

この権限を発動するに当たっては、特別の強権発動であるから、質疑、質問、資料の要求、検査権、監査請求権の行使などの手段を十分尽くした上で判断すべきことであることとあります。つまり、私が提案している検査権や監査請求権などの地方自治法第98条の権限を行使して、十分調査して判断すべきであると述べているのであります。そうしなければ、強制力のある100条調査権を個人攻撃や政争の道具にしてしまうことが起きる。そうしたおそれがあると議員必携には指摘しているわけでありまして。

また、このことは財政上の問題にもかかわってまいります。さきに提案された下村議員の先ほどの提案にもありましたが、百条調査特別委員会の提案には100万円以内の経費が計上されております。出頭人の旅費や弁護士費用など多額な費用がかかり、調査範囲が広がれば広がるほど、200万円、300万円経費がかかることもあり得ます。しかし、私の提案は、経費がまずかからない、必要とされないのであります。後で百条委員会を立ち上げることになったとしても、最初から百条委員会を立ち上げるよりも少ない経費で、市財政に負担をかけることなく効率的に調査ができるものと考えます。出頭を拒否する人がいたら調査できないのではないかという意見もございます。そのときには、百条委員会を立ち上げて調査し

ますよと、そういつて協力を申し述べればいいことであります。100条調査権は議会の伝家の宝刀と言われております。伝家の宝刀は抜かずに使う。そういうところに値打ちがあり、効果があるのではないのでしょうか。それを最初から振り回すことになれば、関係のない方にも傷を負わせることもあり得ます。まずは98条特別委員会でしっかり調査した後で、必要に応じて適時適切に百条委員会を設置すべきであります。

2つ目の理由を申し上げます。行政の不正を正す議会は、まずみずからの襟を正して公正な運営をすべきであると考えからであります。例えば、行政上の大きな不正があって、市民も大変大きな関心を寄せている問題がある。この問題については議会がなかなか調査を始めない。また、例えば、一常任委員会の調査案件としておいて、新たな不正がわかった問題については百条委員会を直ちに立ち上げる。そういうことになれば、余りにも議会運営上不公正ではないのでしょうか。百条委員会設置の正当性が失われて、市民からは政争の道具として百条委員会を使っている。そうした批判を受けることになります。行政の不正を追及する議会は、まずみずから運営において公正であるべきではないのでしょうか。

最後に、提案理由をもう一度、長かったのでまとめさせていただきます。百条調査委員会設置を個人攻撃や政争の道具にしないために、まず98条調査委員会で十分調査をすべきであること。それは経費の節減にもなります。さらに、行政の不正を正す議会は、何よりも公正な議会運営が求められております。全議員が調査に合意しているわけでありますから、まず第98条に基づく調査特別委員会を設置することが賢明かと存じ上げます。

以上申し上げまして、私の提案理由といたします。ありがとうございました。

吉村議長 これより質疑に入りますが、本2議案については一括質疑といたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより、本2議案について討論に入ります。初めに日程第3、発議第1号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

9番、増田君。

増田議員 それでは、私の方から賛成の立場で討論をさせていただきます。

本議案につきましては、昨年暮れから数回にわたりまして、旧新庄町時代の役所内で重要なポストにおられた方々からの説明を受けたことによりますと、相当以前から役所内で処理せずに棚上げ状態となったお金が今日まで引き継がれてきたということでございます。このことについて大切なことは、私は、市民の皆さんにどのような経緯で発生したのか。また、どのような管理をされていたのか。この全容をきちっと説明して、その適正な運用ができるような処理をすべきであると、こういうふう感じたところでございます。そのためには、長い期間、今日まで引き継がれてきたことによります、多くの関係者の方々また関係機関、こういう方々の協力が非常に必要であるというふうに思われます。

議会に与えられております調査権、すなわち地方自治法第100条の調査権に基づいた特別委

員会の設置、これが必要であるというふうに思います。

先ほどからご説明をいただいております第98条に基づく特別委員会というふうなご説明もございましたけれども、地方自治法第100条の冒頭にどのような記載があるかというふうなところを紹介させていただきますと、第100条地方自治体の議会は、当該普通地方公共団体の事務に関する云々と、こういうふうに書いてございます。

一方、第98条を見てまいりますと、冒頭に検査、監査の請求、後ろの方には監査をすることができるということでございます。すなわち調査をするという委員会であれば、議会で与えられている地方自治法第100条に基づく特別委員会の設置が適切かというふうに私は考え、賛成討論とさせていただきます。

吉村議長 ほかに討論はありませんか。

1 番、杉本君。

杉本議員 日本維新の会、杉本訓規でございます。

発議第1号、旧町時代における未処理金に関して地方自治法第100条に基づく調査特別委員会を設置する決議に対して、賛成の立場で討論させていただきます。

この未処理金については、昨年12月より何度も協議会などで議論されており、私もさまざま、いろいろな意見を聞かせていただきました。市民の方々も大変興味深く、私は、議会としても迅速に、そして正確に検証し、真実の究明、適正な処理が必要だと考えております。そのためには、通帳の開示や未処理金発生の経緯、現在までの管理状態など、金融機関などの協力が必要なため、100条調査権の付与がないと、スピーディーに、そして正確に適正な調査が行えないと考えます。そして、この未処理金にかかわる方々の正しい証言等も必要となりますので、地方自治法第100条に規定する調査権を付与した特別委員会の設置を求めます。

以上でございます。

吉村議長 ほかに討論はありませんか。

7 番、内野君。

内野議員 発議第1号議案に対して、賛成の立場から討論をいたします。

このたび、旧町時代における未処理金と言われておりますお金のことを昨年12月21日に聞いたわけでございます。私は本当に、非常に驚きました。そして、その後、度重なる協議会のもと、私は非常に複雑な内容であると思いました。そして私は、この未処理金がどのようにして生まれたものなのか。そしてまた、今までどのようにして管理をなされたのか、引き継がれたものなのかという管理実態を解明し、旧町時代のお金がいかなるお金かという事実を明確にすることが最も大切であると思っております。そして、これからのについては、単に市町村やその他の執行機関に対して質問したり、資料の提出を要求したりするだけではなく、他の関係人の出頭や証言や記録の提出を請求することができるとともに、これらの者の虚偽の真実、証言拒否、不出頭、記録の不提出に対しては、議会が告発できる極めて強力な権限のある地方自治法第100条第1項及び地方自治法第98条第1項の権限を持つ委員会で真相解明に取り組んでいくべきだと思います。したがって、地方自治法第100条に基づく調査特別委員会

の設置に対し、賛成をいたします。

吉村議長 ほかに討論はありませんか。

5番、松林君。

松林議員 発議第1号議案に対し、賛成の立場から討論させていただきます。

現在、旧町時代における未処理金と言われているお金が存在しております。この厳然たる事実に対しまして、このお金はいつ、どのようにして生まれたものかという発生経緯、そして、今までどのようにして管理がなされ、引き継がれてきたのかという管理実態を明らかにし、旧町時代における未処理金と言われているお金がいかなるお金なのかということを検証し、その真実を明確にすることにより、その結果によってこのお金の適正な処理もなされるであろうということを期待するものでございます。それゆえに、このお金がいかなるお金かという真実に迫る調査が望まれるところであろうかと感ずるものでございます。まずは旧町時代における未処理金と言われているお金がいかなるお金かということを確認にすることが優先されるべき目的になるかとは思いますが、この所期の目的を達成するためには、さまざまな調査や証言を求め、1つ1つの事象に対し整合性の有無を検証していかなければならないということを想定した場合、地方自治法第100条に規定される百条調査でなければ到底なし得ないであろうということを考えるものでございます。したがって、地方自治法第100条に基づく調査特別委員会を設置することに賛成いたします。

吉村議長 ほかに討論はありませんか。

8番、川村君。

川村議員 発議第1号、旧町時代における未処理金に関して地方自治法第100条に基づく調査特別委員会を設置する決議に対して、私は賛成の立場で討論させていただきます。

昨年12月、旧新庄町時代に役所において、何らかの方法によってプールされた多額なお金が存在するという衝撃的な証言がございました。12月定例会の会期中、その旨が伝えられまして、議会からの要請により、翌日21日に総務建設常任委員会協議会において、その証言の会話を記録した音声テープが公開されました。その未処理金は一部の職員により引き継がれ、特定の人が今でも公開せずに保管しているはずであるというような内容でございました。そして、この間、お金を管理していた方に対して、議会は直接、未処理金に関する資料の提示を求めました。その後2月1日に、全員協議会前に、お金を管理している方とともに、事実お金が存在していたことが確認できております。このことを世間では、何か世間話などというような言い方をされているとも聞きますが、決して世間話のようなことなのでしょうか。大変大きな問題であると思います。勇気ある証言を議会に寄せていただいたからこそ、このようなお金の存在が確認できたわけでございます。しかし、このような発覚から今日まで、議会としましては、所管の協議会や全員協議会と、非公開ではあったものの丁寧に進めてまいりました。議会としましては、今後は公開の場で責任を持って、目的を持って、しっかり調査を進めていかなければなりません。それほど大きな事案であります。

まず、証言にあったような内容のお金なのかどうか。要するに、発生の経緯を調査していかなければそのお金の性質はわかりません。この問題を取り上げなければ、いつの時点で公

表するつもりであったのかということ、つまり現在まで公表できなかった管理実態について調べていかなければなりません。現在確認できているお金が、個人のもではなく葛城市に帰属すべきお金なのであるならば、そういった判断ができるまで調査をしていく。そして適正に処理をする。こういった内容は、正確また強制力を持って調査しなければならないような状況になるのではないのでしょうか。百条委員会の調査権を使い、粛々と解明していかなければならないものと判断いたします。

また、本件は、既に市民の方々が大変よく知っておられ、早急に正確な解明と処理が求められております。金額が大きいだけに、市民の関心が集まるのも当然でありましょう。私たち議員は、与えられた最大の調査権を使い、議会の使命を果たす責任があると思っております。

今回は、また議案の中に地方自治法第98条第1項の権限、検査権を使い進めていく方法とあわせ、地方自治法第100条第1項の権限、調査権を併結して、うまく時間を短縮して効率的に調査を進めていくという議案になっております。ここに検査権と申しますのは、先ほど増田議員の方からも言われましたが、行政執行者に対して書面による検査、調査である。監査的な要素が濃い。参考人証言程度でありますし、強制力は弱いということでございます。それに対し、調査権と申しますのは、しかるべき証人などを強制力を伴い調査できる権限を持つということでございます。決して、先ほど個人の政争の道具に使うといったような、そんな内容であってはならないと思います。この第100条の権限ということに対しては、議員1人1人の個人のモラルもきちり持ってありますし、こういった形にならないような、粛々と行儀のいい百条委員会にしていかなければならないということを私は思っております。

しかし、この案件については、両方うまく調査を進めていくべきでありますし、本当に手順を踏んで、うまく両方を使い調査していく。しかし、100条調査権というのは当然必要だろうということも考えます。ですから、私は、第98条と併設し、百条委員会設置に大いに賛成をいたします。

以上で私の賛成討論を終わらせていただきます。

吉村議長 ほかに討論はありませんか。

11番、西井君。

西井議員 私、発議第1号の賛成という意味合いで賛成討論をさせていただきます。また、本日までの経緯も若干織り入れまして、私の意見を申し上げます。

たしか昨年12月20日に全員協議会の場で、ある議員が、こういう証言があるという発言をされた。私自身もその証言があるという話を聞いてびっくりしたわけでございますが、このような話を市民が聞けば、当然びっくりするような話で、きちっと議員としては調べんかいという声を多々聞いているわけでございます。もちろんその意味合いで、12月21日の朝の議会運営委員会で、前日提案された話をそのまま審議しないのはいかかなものかということで、議会運営委員会で私は提案したわけでございます。その結果、総務建設常任委員会協議会で一応その話について調査したらどうかということを議運で決められたと。その後、先ほども出ているように、12月21日本会議が終わって、総務建設常任委員会協議会で証言テープ

を議員皆さんが聞かせていただいたと。また、その結果、12月27日、総務建設常任委員会協議会でもお諮りされた。また、今年1月10日にも再度協議された。十分協議した中で、第98条ではとても解明できないであろうというようなおおむねの発言があつて、議会運営委員会で協議した中で本日に至ったという経緯でございます。やはり総務建設常任委員会協議会でも調査するのに、10年以上前のことを簡単な形で調査はできないだろうという意見がほとんど思われたと。もちろん発議第2号でおっしゃっているように、調査はできるが、10年以上のことで調査しようと思ったら、簡単な形での調査が行き詰まることが見えてると私は思うわけでございます。そのような意味合いで、やはり不正があれば不正を、また間違いがなかったら間違いがなかったということをちゃんと百条の中で精査することにより、市民の不安もなくし、また公平な形の議会を進めるべきであろうと思います。もちろん先ほども話が出てるように、この件について政争の具にするとか、そのような気持ちは一切ございません。やはり間違いがあれば間違いを正す。これは当然、議員の責務であると私は常々思っておりますので、その経緯の中で間違いがないかどうかを審査するのを、一番強制力のある形の中で精査してもらったらいかがであろうかという思いでございますので、私自身はその意味合いで賛成討論とさせていただきます。

吉村議長 ほかに討論はありませんか。

15番、西川君。

西川議員 私は、百条を設置することに関して、もちろん賛成の立場でございますけれども、必ずこれが必要だというふうな立場でございます。先ほどからこのことについて、12月20日の協議会で、私が発言をいたしましたので、このことを諮って、なおかつ今まで賛成をされる議員の方々が種々おっしゃったように、臨時会の開催まで一気に行ったわけではなし、いろんな形で、それぞれ議員の立場で議論をされてきて、今現在、百条の設置に向かって議論をしている。もう一つは、第98条ですか、検査権、それもそれでいいんですけども、これははっきり言って、そんな小さな意味を持ってません。特定の議員をおとしめるとか、これをもって政争の具にするとか、そんな小さな思いは持ってません。その当時出てきてるお金というのが、1億8,300万円か何かというふうに出てます。こんな大きなお金をどうして葛城市に、このお金の性格というのがどんな性格を持ってるのか。この金にある程度関係された方は、自分のお金ではないということをはっきり言っているんです。それで、これが本来、本当に葛城市に帰属すべきお金かどうか、これははっきり知りません。百条を設置して、そして必ずそういうふうな性格を持った、葛城市が最終的に市民の皆さんのためにちゃんと役立てていけるような、葛城市がちゃんとそのお金がおさめられるかどうかということをしかり証明していくためには、時間もたってるんやから百条を設置して、金融機関から必要な書類をはっきりと出していただいて、百条というのは何も、横領であるとかそういうふうな罪をつくってどうのこうのするのではないんです。ちゃんとした調査をするために、偽証してはいけません。理由もないのに書類を出さんかったらいけません。正当な理由がないのに、きちりと出席して証言してください。その証言に対してうそをついたら、百条を設置する間、記憶違いで間違っていましたといったら、そのまま別に罰せられることはないです。そのまま

百条が閉じられてしまったら、これははっきりと偽証罪という形をもって告発も、禁固刑から罰則から、そんなんあります。ただ罪をこしらえる、証明するという場ではないです。真実をちゃんと証明して、そのためには強制力を持って、それをちゃんと最終的には皆さんが、これは私のお金ではない。葛城市に帰属すべき金やという認識があるんやから、そのお金の性格をきっちり証明して、葛城市がちゃんともらえる、使える、そういう形にしていくのが、それをするために百条委員会の設置をするのであって、何も政争の具や一議員をおとしめるなんていう意味合いは一切ないです。そこだけははっきりして、早急にきちっとそういうふうなことをしっかりと皆さんによって解明していただきたい。こういうふうな思いで発議第1号にしっかりと皆さん賛成していただいて、この取り組みを議員の責務としてやっていただきたい。このように私は思っております。

吉村議長 ほかに討論はありませんか。

12番、藤井本君。

藤井本議員 私も発議第1号、地方自治法第100条、百条委員会の設置というものに賛成の意見を述べたいというふうに思います。

こういった事象でございますので、当初、これは12月の終わりに、20日でしたか。約2カ月前に発覚をしました。このときには、スピーディーにやらなければならないというのと、もっとスマートな形でこれを解決していかなければならないということで、早く、百条でなくても調査委員会を立ち上げてということの思いを述べたこともございましたけども、あれから2カ月たって、今の段階で本当に進んでいない。お金が存在したということはわかりました。先ほども少し出てましたけども、1億8,000万円以上のお金があるということがわかりました。そして、今現在それを管理されてる方が、平成20年12月にこれを小切手で受け取られたということもわかりました。提示された中には、平成27年に出金もあるということもわかりました。こういったことを調べていくのに、2カ月もたってこれから進めていこうという中のございます。第98条の委員会と百条委員会と何が違うんだと。先ほどから出てるのもそれはそれで理解してますけども、私は市民の注目度が違うというふうに思います。百条委員会を立ち上げることで市民も大きな注目をしていただけるであろう。それだけこのお金というのは、旧新庄町の中でどういう形でやられたのかわからないですけども、これを早く、今宙に浮いた形になっている。これを早く葛城市のものだということを実証するためには、市民の注目を得ながら、地方自治法第100条というものの権限を持った委員会を立ち上げて調査をして、冒頭に申しあげましたように、早く、スピーディーに、ちゃんとしたものを解明しながら、ちゃんとしたところへ位置づけてやる。これが大切であろうかというふうに思います。よって、第100条に基づく設置についてを賛成したいというふうに思っております。

以上です。

吉村議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

続いて、日程第4、発議第2号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

2番、梨本君。

梨本議員 谷原議員の提案する発議第2号、地方自治法第98条第1項の権限を委任された調査特別委員会の設置に賛成の立場から討論させていただきます。

これは、あくまで調査は必要であるが、最初から第100条に基づく調査特別委員会で行うべきではないという立場からです。一部の関係者が既に全員協議会の場で真偽を明確にし、通帳を開示するなど真相究明に協力する姿勢を示しておられました。また、大変重要な問題ではありますが、緊急性を持つ案件ではないと、このように考えております。つまり、第100条に基づく委員会を設置する以前に、市議会としては別の調査方法でも可能だというふうに考えております。

谷原議員の提案に賛成する理由は、下村議員の提案する第100条に基づく調査特別委員会の設置は、谷原議員の提案に比較して多額の費用と労力を要するという点であります。今回の百条委員会の設置には100万円以内の調査経費も提案に含まれています。ただし、調査経費はあくまでも予算であり、この先の調査においてどれだけの経費が必要になるのか、まだ見当もついておりません。市民からお預かりした税金の適切な予算執行に取り組むべき市議会が、別の方法を全く検討、行使もせず、簡単に調査経費を使用するのはいかがなものでしょうか。今回の百条設置は、予算に対する見識からも市議会全体の資質が問われています。また、百条委員会設置となれば、かかわる市議会議員や議会事務局などの労力も相当であると考えています。葛城市議会には現在、これ以外にも取り組むべき重要な案件がございます。それは、今現在、市民が不安を感じ、注目している、重要かつ緊急を要する案件です。その課題に最優先で取り組むべき市議会が、時間と労力を別の問題に注力している。この姿勢は、市民の目にとってどのように映っているのか、慎重に考慮することが必要です。

この未処理金問題は、本当に当初から100条調査権を持つ委員会を設置し、調査経費を計上しなければ真相究明できない問題なのではないでしょうか。今なお事実関係をほとんど把握していない状況で、一部の人々による一方的な思い込みが含まれていませんか。何事も包み隠さず話すという関係者に説明の機会すら与えず、乱暴に立ち上げられようとしている百条委員会の設置には、私は反対です。

最後になりましたが、今回の未処理金問題は、12月20日開催の議会全員協議会で明らかになりました。その根拠となる録音記録は、翌12月21日の総務建設常任委員会協議会で公開され、その後、12月25日に議長、副議長、総務建設常任委員長、議会事務局長の4名が、録音記録で話されている当事者に内容確認を行ったと聞いております。しかし、その録音記録を事前に入手した4名の市議会議員が、12月20日の全員協議会以前の12月8日に警察に相談に行っているとの事実がございます。そもそも発端となった録音記録も、録音時には相手方の承認を得ずに録音したものであり、入手経緯も説明がありません。4名の議員が事前に警察に行った事実は、2月1日の議会全員協議会で偶然にも明らかになったものでありますが、それまでほかの議員にも知らされてはおりませんでした。

議員必携には、議会の調査権は、犯罪捜査や検察機関の捜査とは異質のものであることに

十分留意することとの記述があります。警察に相談に行った後に議会に持ち込むことは、明らかに議会軽視であり、恣意的な意図を感じます。議員必携にあるように、百条委員会は決して政争の具に供したり、個人攻撃の手段に利用してはいけません。まずは特別委員会で調査し、その結果に疑義が生じた場合に百条に切りかえていくことが適切であると考えます。

以上の理由から、私は谷原議員の提案する特別委員会の設置に賛成いたします。

以上です。

吉村議長 ほかに討論はありませんか。

3番、吉村君。

吉村始議員 谷原議員が提出されました発議第2号、旧新庄町時代から引き継がれている不透明な未処理金に関する調査特別委員会を設置する決議、これに賛成する立場から討論をさせていただきます。議長のお許しをいただきまして、パネルを使わせていただきたいと思います。今このパネルを使いまして、今までの経緯につきまして、今までも口頭で皆さんおっしゃっていますけれども、調査、審議すべき事項について再度振り返りながら、私の意見を申し述べたいと思います。

まず、旧新庄町時代に未処理金というものが、どういった経緯か現時点ではわかっておりませんけれども、発生をしたというふうに言われております。今明らかにすべきは、未処理金の時期です。いつの時代からこういうことが行われていたのか。新庄町の最後の町長は吉川町長ですけれども、その前、いつの時代ぐらいからやられていたのかということ。それから、どういったお金の出どころがあったのか。これが非常に大きな問題であると思います。これがもし、例えば公金とかそういうところから出てくるということがあれば、これは百条の対象になってくるだろう。これは谷原議員も含めまして、私どももみんな、これは必要であろうというふうに考えているところであります。

未処理金というものがずっと来まして、だんだんと、最初から大きかったのか、大きくなってきたのかわかりませんけれども、ずっと来まして、平成16年に葛城市が誕生いたしました。そして、そのとき未処理金は、恐らく会計責任者の間で受け継がれながら来たのだらうと思います。この前の2月1日の全員協議会で聞いた話によりますと、平成20年11月末ごろに元副市長、元市長が聞いたと。そして、それで12月11日にお金を預かって、当時は一市民でありますけれども、元副市長が通帳を作成したというふうに聞いております。この管理に関するものが、平成20年のこの時点が2番目であります。そして、これが旧町時代から引き継がれている未処理金の現在までの管理実態に関する事項です。それから最後、旧町から引き継がれている未処理金の今後の適正に関するということについては、これ以降の話になってくると思います。今重要なのは、1を明らかにしなければならない。これはみんな同じ考えだろうと思いますけれども、これで私がなぜ最初から百条を立ち上げずに特別委員会にすべきかというふうなことにしましては、これは、2月1日の全員協議会の場で伺ったんですけれども、1月22日に議長、副議長、それからあと議会事務局の職員の方が、市の顧問弁護士のところに行かれて話を聞かれたところによれば、市の客観的資料、こういったものが現時点では全然出てきてないと。こういった事実が必要である。まずこれを調査することが必

要である。これが出てきて初めて未処理金というものが一体どういった性格を持っているのか、これが初めてわかった時点で、もし仮に今後調査をする中で百条が必要ということになれば、そのときに初めて設置すればいいわけであります。そちらの方が当然安く済むわけであります。

また、2番目につきましても、今まで当時の関係者におかれましては、その調査に対して協力的な姿勢を示しておられます。そういった方々に経緯をご説明いただく。そういった適切な場所を設置して、議会としてそれを用意し、話を聞く必要があります。この前、2月1日、全員協議会の場で、元市長、元副市長が説明に来られたときに、話を聞かれたら、これについては説明をしますというふうに伺っております。その場で質問もほとんどなされておりませんでした。今後そういう場を設置して話を聞いて、その上で必要であれば百条に切りかえていく、そういったことが必要であろうと思います。

なかなかこれが、未処理金の問題とか複雑なといいますか、難しい問題ですのでわかりにくいので、1つ私なりに例え話をつくってまいりました。このパネルを縦形にいたします。例えば私たちが、歯が痛くなって歯医者さんに行くということがあったときに、ここのところで歯が痛いというふうなことがこういうふうにあったと。私たちはやはりそれを歯医者さんとして、やはり患者さん、市民に対して調査をして、それを知らせる必要がありますけれども、最初から調査もしないでごっそり歯を抜いてしまうというようなこと、何かそっちの方がすっきりして気持ちがいいというふうなことではいけない。私はそのように思います。最初からやはり、私が市民、患者の立場であれば、まずは例えばレントゲンを撮るとか、歯が痛いのは虫歯なのか、それとも、例えば体調不良で免疫が落ちて、雑菌がふえて痛くなっているのか。こういったことをやはり知った上で治療に当たるべきだというふうに思います。そのために丁寧に、事前に調査をする必要があります。幸いにして、調査に対していえば、協力的な態度を示しておられると私は思いますし、もし調査に対して協力的でないということであれば、これは、そのときに百条に切りかえるというようなことを検討すればいいわけであります。したがって、私は、まずは手順を迫って、きっちりと調査をする。そういうことが議会として大事だというふうに本当に思います。今、百条を最初から設置するというのは、調査もしないで歯医者さんに行って、歯を抜くんだ。そういったことと同じである。非常に乱暴なことだと私は考えております。

以上、私の賛成討論を終わります。

吉村議長 ほかに討論はありませんか。

4番、奥本君。

奥本議員 調査特別委員会を設置する案について賛成の立場で討論をさせていただきます。

最初に申し上げておきますけれども、これは、百条委員会の設置について反対しているものではございません。むしろ真相究明に必要な場合は、百条委員会の設置も必要という点では一致しております。では、どこが違うのかと申しますと、最初に調査特別委員会を設置して調べていく中で、これは百条の権限をもって対処しなければ真相究明が難しい。そうなったときに初めて百条委員会に切りかえるというものです。

その理由を申し上げます。言うまでもなく、議会の役割の1つに、主権者である住民にかわって執行機関を監視するというものがあります。その点においては、不透明な未処理金問題という問題が出てきた。議会が解明し、適切な処理を検討しなければならない。これは当然のことです。しかし、だからといって、問題に対処するに際して、どのような方法を使ってもよいというわけにはならないのです。しかるべき手順を踏みながら議員間で討論を重ねて、その時々には与えられた権限をもって事実を解明し、それをもとに更に議論を深める。それが議会本来のあり方であり、議員各自が守るべき責務と言えます。そして、この時々には与えられる権限の中で、議会に与えられる最も強い権限が百条委員会であり、最後の手段、切り札なのです。切り札というものは、やることは全てやって、もうこれしかない、手がない、そういうときに使うべきものです。

以上を踏まえた上で、改めてこれまでの一連の話し合いを振り返ってみたとき、残念ながら、議員間で真相究明に向けた建設的な議論が持たれたとは思えません。先入観を持たずに事実の確認を積み上げながら議論をしていかなければならない場で、感情的な発言をされたり、許可も得ずに突然退席されたりする議員がいるという議会状況は、正常な議会運営ができていないと言わざるを得ないと思います。そのような場で、また不完全な議論のままの状況でいきなり伝家の宝刀を抜くというのは、本当に正しい議会の姿なのでしょうか。私は違和感を持ってしまいます。

私の友人で大阪府堺市の市議会議員がいます。彼は昨年の堺市の議会百条委員会で副委員長を務めた経歴の持ち主で、私は、今後の勉強のために百条について教えを請いました。そして、1つ勉強になったことがございます。百条委員会は、証人として関係人に出頭、証言を求める権限を持っている。正当な理由なく出頭を拒んだり、記録の提出に応じなかったり、証言を拒んだりできないという点で伝家の宝刀とされます。ところが、この正当な理由というところが非常にくせ者で、実は堺市の事例もあったのですが、民事訴訟法第196条で、証人が刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれがある事項など、5項目について証言拒否権を認める。そういう法律を盾に証言を拒むことができるのです。もしそうなった場合、時間と費用をかけたわりに成果が見込めない。そういう失態もあり得ると。ですから、百条委員会を設置する場合、事前にできるだけ準備をして、慎重に進める必要があるというアドバイスをいただきました。

この話を聞いたとき、私は1つ心配事が脳裏を横切りました。今回の不透明な未処理金問題を議会で話し合う前、一部の議員が捜査機関に相談に行かれたという事実。百条委員会の設置を求めることは、議会で調査していきましょうという意味であるはずなのに、その調査権を放棄するに値するような行為、これは百条委員会が空回りするおそれがあるのではないかと思えるのです。議会で話し合う前に捜査機関に行かれるという行為は、百条委員会設置を求めるところに相反するものであり、この点も正常な議会運営とは言いがたいのではないかと思います。

最後にもう一度申し上げます。真実を知るためにどうしても必要なら百条委員会を設置する。これについては全く異存ございません。しかし、そこに至るまでに、議会活動を尊重し

ながら正しい手順を踏んでいく。正常な議会運営が前提となります。

先週末、また残念なことに、不名誉な葛城市のニュースが流れました。一体葛城市はどうなっているんですか。議会は何をやっているんだ。恐らくこれが市民の偽らざる感情だと思います。このようなことを断ち切るために、まずは議会がもっとしっかりしなければならないのは明白です。本日の討論は、百条委員会をすぐに設置する。そのことの是非といいますが、実は、議員が議会活動を尊重して正常な議会運営ができるように変われるかどうか、それが問われていることだと思っているのです。我々議員は、正すべきところは正し、議員としての本分を忘れることなく、高邁な理想を求め続ける存在でなければならないと思います。

以上をもちまして私の討論を終わらせていただきます。

吉村議長 傍聴人は静粛に願います。

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより発議第1号議案を採決いたします。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

吉村議長 起立多数であります。よって、発議第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

発議第1号が可決されましたので、発議第2号は議決不要となりますので採決は行いません。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時07分

再 開 午前11時50分

吉村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました旧町時代における未処理金調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり、議長において指名いたします。なお、調査特別委員会の委員長及び副委員長につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、特別委員会において互選することと規定されておりますので、互選されました特別委員会の委員長及び副委員長をご報告いたします。

旧町時代における未処理金調査特別委員会委員長、下村正樹君、同じく副委員長、西井覚君。以上です。

以上で本臨時会の日程は全て終了いたしました。

閉会に当たり、議員の皆様方に一言お礼を申し上げます。議員の皆様方には慎重にご審議をいただき、また格段のご協力によりまして、議会運営が極めて円滑に進められたことに對し、厚くお礼を申し上げます。これをもちまして本臨時会を閉会するわけですが、来月には3月定例会が開催されます。新年度予算議案を初め、重要案件がたくさんございますので、皆様におかれましては、よろしく審議いただきますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶

挨拶とさせていただきます。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

阿古市長 臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日開会の平成30年第1回葛城市議会臨時会の日程を終え、閉会の運びとなりました。本
日ご審議いただきました結果につきましては、今後の対応に期してまいりたいと存じ上げる
ところでございます。議員皆様方におかれましては、今後とも市政へのご指導、ご鞭撻を賜
りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが閉会の挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

吉村議長 以上で平成30年第1回葛城市議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 午前11時52分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長 吉 村 優 子

署 名 議 員 内 野 悦 子

署 名 議 員 増 田 順 弘